

2026年2月10日

各 位

株式会社 SBI 新生銀行  
SBI 生命保険株式会社

## SBI新生銀行の住宅ローンにSBI生命の 「全疾病保障付団信」付保の取り扱いを開始

株式会社 SBI 新生銀行(本社:東京都中央区、代表取締役社長:川島克哉、以下「SBI 新生銀行」)は、住宅ローンに SBI 生命保険株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:篠原秀典、以下「SBI 生命」)が提供する就業不能保障特約付き団体信用生命保険(商品名:「全疾病保障付団信」)を付保する取り扱いを 2026 年 3 月 2 日(月)より開始いたします。

全疾病保障付団信は、死亡・高度障害保障・リビングニーズ保障に加え、重度のがんと判断された場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われる重度のがん保険金前払特約や、すべての病気やケガによる就業不能状態時に月々の住宅ローン返済額、一定期間継続時に住宅ローン残高相当額を保障するものです。

近年、住宅ローンをご利用されるお客さまの中でも「さまざまな病気やケガによる収入減少の不安」や「将来の返済に対する備え」へのニーズが高まっております。

このような背景を受け、SBI 新生銀行でも、お客さまに安心して住宅ローンをご利用いただくために、すべての病気・ケガによる就業不能状態に対応する「全疾病保障付団信」を住宅ローンの金利上乗せなどすることなく、お客さまのご負担はゼロで、付保させていただくこととしました。

今後も SBI 新生銀行および SBI 生命は、幅広いリスクに備え、お客さまに安心して住宅ローンをご利用いただけるよう、より一層商品・サービスの充実に努めるとともに、グループシナジーを生かした取り組みを拡大してまいります。



### 1. 取扱開始日

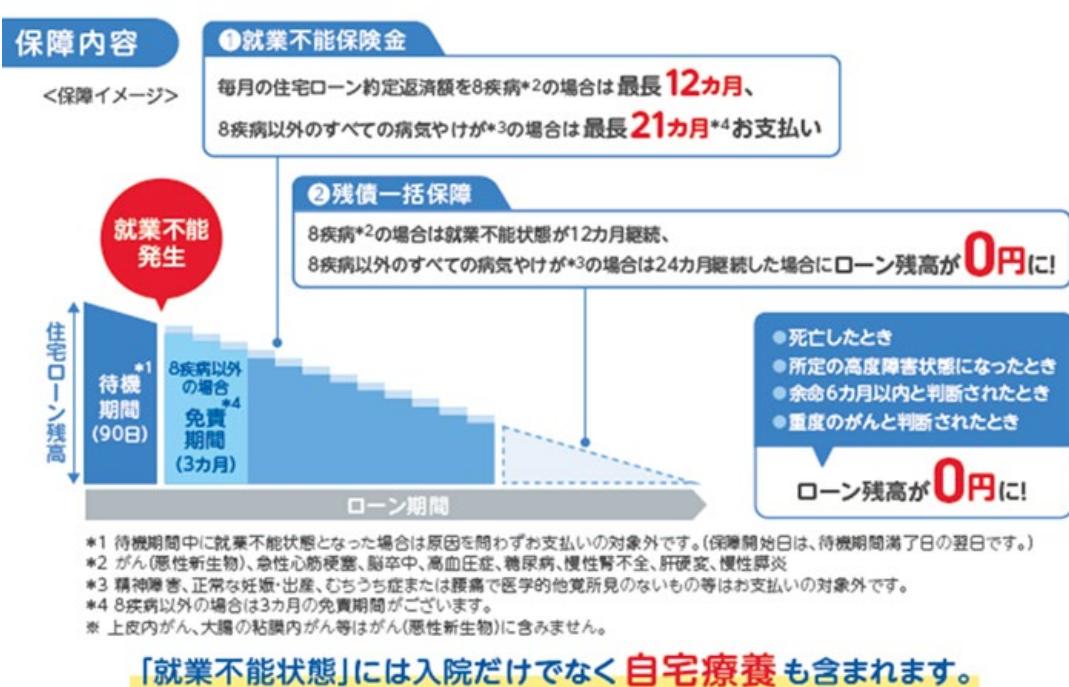
2026年3月2日(月)

### 2. 商品概要

項目	内容	
年齢条件	借入時年齢:20 歳以上 50 歳未満 完済時年齢:80 歳未満	
金利上乗せ	なし	
団信保障内容	事由	支払額
	死亡 または所定の高度障害状態に該当	住宅ローン残高相当額
	余命 6 カ月以内(リビングニーズ) または重度のがんと判断された場合	・月々の住宅ローン返済額(免責期間:なし) ・就業不能状態が 12 カ月継続した場合、住宅ローン残高相当額
がんを含む 8 疾病による就業不能状態		

	8 疾病以外のすべての病気やけがによる就業不能状態	・月々の住宅ローン返済額(免責期間:3カ月) ・就業不能状態が24カ月継続した場合、住宅ローン残高相当額
--	---------------------------	---

### 3. 保障内容イメージ



※パワースマート住宅ローンについて詳しくは、以下の SBI 新生銀行のホームページをご確認ください。

<https://www.sbihinseibank.co.jp/retail/housing/>

以 上

お問い合わせ先  
 SBI新生銀行 サステナビリティ&コミュニケーション統括部  
 報道機関のみなさま [SBIShinsei\\_PR@sbishinseibank.co.jp](mailto:SBIShinsei_PR@sbishinseibank.co.jp)  
 株主・投資家のみなさま [SBIShinsei\\_IR@sbishinseibank.co.jp](mailto:SBIShinsei_IR@sbishinseibank.co.jp)

SBI 生命保険 広報担当  
 TEL:03-6229-1019 メール:pr@sbilife.co.jp